

## 出先機関改革（ハローワーク）の動きについて

### 1. 経緯

- 一昨年閣議決定された「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」に基づき、国の業務と地方の業務を一体的に実施することと整理された。
- これまでに3度、地方自治体に対して、一体的実施の提案募集を行い、2月20日時点で、26道府県、46市区町から一体的実施の提案の提出があり、そのうち、4道県、15市区で事業を開始している。
- 昨年12月26日に開催された第15回地域主権戦略会議において、「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」（※）が報告・了承された。

※出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針

- ・ 知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。
- ・ 同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。

### 2. 今後のスケジュール

- 国と地方の一体的実施については、引き続き、地方自治体からの提案を基に、事業実施に向けて協議を進めていき、順次実現していく。
- 取組方針のハローワーク特区への対応については、ハローワークチームのメンバー間で協議中であり、今後、内容が具体化されていくものと思われる。